

環境影響評価法施行令の一部を改正する政令案 新旧対照条文 目次

○環境影響評価法施行令（平成九年政令第三百四十六号） 1

○環境影響評価法施行令（平成九年政令第三百四十六号）

（傍線部分は改正部分）

改 正 案	現 行
（法第十条第四項の政令で定める市） 第十一条 法第十条第四項の政令で定める市は、札幌市、仙台市、さいたま市、千葉市、横浜市、川崎市、相模原市、新潟市、静岡市、浜松市、名古屋市、京都市、大阪市、堺市、吹田市、神戸市、<u>尼崎市、岡山市、広島市、北九州市、福岡市及び熊本市とする。</u>	（法第十条第四項の政令で定める市） 第十一条 法第十条第四項の政令で定める市は、札幌市、仙台市、さいたま市、千葉市、横浜市、川崎市、相模原市、新潟市、静岡市、浜松市、名古屋市、京都市、大阪市、堺市、吹田市、神戸市、<u>尼崎市、岡山市、広島市、北九州市及び福岡市とする。</u>